

静岡県告示第113号

漁獲共済（2号漁業）における区分の設定（平成16年1月9日静岡県告示第34号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

令和4年2月15日

静岡県知事 川勝平太

平成16年1月9日静岡県告示第34号の表中

「

区 域	区 分
小川区域 (小川漁業協同組合 の地区)	①～⑤ (略)
	⑥ 中型あじ・さば棒受網と中型さばつり漁業
	⑦ 大型定置漁業
	⑧ 小型合併漁業のうち主として釣りを営む漁業及び主として刺網を営む漁業
	⑨ 小型合併漁業のうち⑧以外のその他漁業

を

」

「

区 域	区 分
小川区域 (小川漁業協同組合 の地区)	①～⑤ (略)
	⑥ 中型あじ・さば棒受網、中型さばつり漁業及び大型定置漁業
	⑦ 小型合併漁業のうち主として釣りを営む漁業及び主として刺網を営む漁業
	⑧ 小型合併漁業のうち⑦以外のその他漁業

に改める。

」